

この書類を千葉県自動車税事務所長あてに提出すると、自動車税（種別割・環境性能割）の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

還 付 請 求 権 譲 渡 通 知 書

千葉県自動車税事務所長様

実印

住所・所在地

住所・所在地 川崎市川崎区渡田山王町20-17

譲渡人
(納税義務者)

氏名・名称
(代表者役職・氏名)

譲受人 氏名・名称 株式会社アポロオートモビル
(代表者役職・氏名) 代表取締役 野口雅俊

電話番号

電話番号 044-328-2400

◎ 過誤納還付金振込口座（譲受人と同一名義の口座に限ります。）

鉛筆や消せるボールペンは
使用しないでください。

金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
川崎信用金庫	京町支店	普通 0161804	(カナで記入してください) カブシキガイシャ アポロオートモビル

私（譲渡人）は、下記過誤納還付金（還付加算金含む。）に係る還付請求権を、上記譲受人に____年__月__日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号							還付の発生事由及び年月日	過誤納額
1. 千葉	2. 習志野	3. 千	4. 袖ヶ浦	5. 野田	6. 成田	7. 柏	1. 抹消 ____年__月__日 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 2. 誤納 ____年__月__日 3. その他 (____年__月__日)	____円 [※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額]
8. 市川	9. 船橋	A. 松戸	B. 市原					
			かな					
税 目 (自動車税)				年 度			3. その他 (____年__月__日)	[※ 抹消の場合は、抹消登録月の翌月から年度末までの月割課税額]
1. 種別割	2. 環境性能割					年度		

【備考】 ※必ずお読みください。

- この書類は、還付の事由が発生した日から10日以内（休日等の場合はその翌日）に自動車税事務所に届くよう提出してください。それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでいないと受理できません。（抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。）
- この書類を提出されても、譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付されます。したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 譲渡人は実印を押印の上、還付請求権を譲渡した日から前後3か月以内に発行された印鑑証明書（原本）を必ず添付してください。
住所を変更している場合は住民票等（コピー可）が必要です。
- 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定（変更）届出書その他の添付書類が必要です。必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

送付先・問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721